

4. 事業評価の実施

国土交通省では、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業評価を平成10年度から実施しています。平成14年4月からは、「行政機関が行う政策の評価に関する法律（行政評価法）」が施行されたことを受け、「国土交通省政策評価基本計画」が策定され、これに基づき実施しています。事業評価は、新規事業採択時評価・再評価・事後評価から構成されます。

1. 平成20年度予算に向けた新規事業採択時評価

新規事業の採択時において、費用対効果分析を含めた事業評価を行うもの。

平成10年度から導入。

平成20年度から新規に採択する18事業について、新規採択時評価を実施しました。

事業区分	直轄事業	補助事業	合計
河川事業	0	2	2
ダム事業	0	1	1
砂防事業	0	4	4
港湾整備事業	1	1	2
住宅市街地総合整備事業	0	2	2
都市公園事業	0	5	5
官庁営繕事業	2	0	2
合計	3	15	18

※道路関係事業については、全体予算を配分・執行する段階で、評価結果を公表する予定としている。

2. 平成20年度予算に向けた再評価

事業採択時から5年経過して未着工の事業、10年経過して継続中の事業等について再評価を行い、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの。平成10年度から導入。

事業採択後一定期間を経過した事業等を対象に、34事業について再評価を実施した結果、33事業が「継続」、1事業が「評価手続き中」となりました。

事業区分	実施箇所数						評価結果			
	5年未着工	10年継続中	準備計画5年	再々評価	その他	計	継続	うち見直し継続	中止	評価手続き中
河川事業	0	1	0	8	0	9	9	0	0	0
直轄事業	0	1	0	6	0	7	7	0	0	0
補助事業	0	0	0	2	0	2	2	0	0	0
ダム事業	0	0	0	2	1	3	3	0	0	0
直轄事業	0	0	0	2	1	3	3	0	0	0
補助事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
砂防事業等	0	7	0	0	0	7	7	0	0	0
直轄事業	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0
補助事業	0	6	0	0	0	6	6	0	0	0
海岸事業	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0
直轄事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助事業	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0

事業区分	実施箇所数						評価結果			
	5年 未着工	10年 継続中	準備 計画 5年	再々 評価	その他	計	継 続	中止		評価 手続き中
								うち 見直し 継続		
都市再生推進事業	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0
公営住宅整備事業	0	4	0	0	0	4	3	0	0	1
住宅市街地基盤整備事業	0	0	0	0	2	2	2	0	0	0
下水道事業	0	5	0	1	0	6	6	0	0	0
都市公園事業	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0
直轄事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助事業	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0
合計	0	18	0	13	3	34	33	0	0	1
直轄事業	0	2	0	8	1	11	11	0	0	0
補助事業	0	16	0	5	2	23	22	0	0	1

- ※1 「評価手続き中」とは、当該年度内中に評価結果を決定予定であり、現時点では決定していないもの。
又は、当該年度内中に評価結果を決定せず、対応を保留し適切な時期に評価を実施するもの。
- ※2 再評価対象基準
5年未着工：事業採択後一定期間（5年間）が経過した時点で未着工の事業
10年継続中：事業採択後長期間（10年間）が経過した時点で継続中の事業
準備計画5年：準備・計画段階で一定期間（5年間）が経過している事業
再々評価：再評価実施後一定期間（5又は10年間）が経過している事業
その他：社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業
- ※3 道路関係事業については、全体の予算を配分・執行する段階で、評価結果を公表する予定としている。

3. 平成19年度に実施した事後評価

事業完了後に、事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。平成15年度から導入。

事業完了後一定期間が経過した事業等を対象に、15事業について事後評価を実施した結果、すべての事業が「対応なし（再度の事後評価や改善措置の必要がない）」となりました。

事業区分	事後評価実施箇所数				事後評価結果			
	5年 以内	再事後 評価	その他	計	再事後 評価	改善 措置	対応 無し	評価 手続き 中
河川事業（直轄事業）	5	0	0	5	0	0	5	0
海岸事業（直轄事業）	1	0	0	1	0	0	1	0
海岸事業（補助事業）	2	0	0	2	0	0	2	0
道路・街路事業（直轄事業）	5	0	0	5	0	0	5	0
官庁営繕事業	2	0	0	2	0	0	2	0
合計	15	0	0	15	0	0	15	0

- ※1 事後評価対象基準
5年以内：事業完了後一定期間（5年以内）が経過した事業
再事後評価：前回の事後評価の際、その後の時間の経過、改善措置の実施等により効果の発現が期待でき、改めて事後評価を行う必要があると判断した事業
その他：上記以外の理由で事後評価の実施の必要が生じた事業
- ※2 事後評価結果
再事後評価：事後評価の結果、再度事後評価の実施が必要な場合
改善措置：事後評価の結果、改善措置の実施が必要な場合
対応なし：事後評価の結果、再事後評価、改善措置が必要ない場合

4. 補足

各事業毎の評価書については、東北地方整備局のホームページ（公共事業の評価）で公表しています。アドレスについては、次のとおりです。（<http://www.thr.mlit.go.jp/>）